

第4回絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会
議事録

日時：平成27年9月15日（木）14:00～17:00

場所：経済産業省別館 114号共用会議室

出席者（順不同・敬称略）

委員

石井 信夫 （東京女子大学現代教養学部教授）
石井 実 （大阪府立大学理事・副学長）
磯崎 博司 （上智大学大学院地球環境学研究科客員教授）
金子 与止男 （岩手県立大学総合政策学部教授）
小菅 正夫 （北海道大学客員教授）
松井 正文 （京都大学名誉教授）
宮本 旬子 （鹿児島大学大学院理工学部研究科准教授）【ご欠席】
森 誠一 （岐阜経済大学経済学部教授）

環境省

亀澤 玲治 （環境省自然環境局長）
正田 寛 （環境省大臣官房審議官）
上田 康治 （環境省自然環境局総務課長）
香具 輝男 （環境省自然環境局総務課課長補佐）
清家 裕 （環境省自然環境局総務課課長補佐）
植田 明浩 （環境省自然環境局野生生物課課長）
中島 慶次 （環境省自然環境局野生生物課課長補佐）
番匠 克二 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長）
三宅 悠介 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐）

関係省庁

田中 理子 （経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物
貿易審査室）
日高 里美 （農林水産省大臣官房政策課環境政策室係長）
岡崎 淳 （国土交通省総合政策局環境政策課）
長濱 庸介 （国土技術政策総合研究所道路交通研究部道路環境
研究室研究官）

事務局

株式会社プレック研究所

大橋 敏行 (株式会社プレック研究所顧問)

村田 和彦 (調査部門動物調査部)

伴 邦教 (調査部門植物調査部)

土谷 由和 (調査部門動物調査部)

望月 通人 (調査部門動物調査部)

高橋 佑太郎 (調査部門動物調査部)

開会挨拶 亀澤自然環境局長

本日はお忙しい中、第4回あり方検討会にご出席いただき感謝する。6月以降、これまで3回に渡り、国内の絶滅危惧種の保全のあり方、国際的な希少種の国内での流通管理のあり方、さらには動植物園等の公的機能推進方策についてご意見をいただいていた。本日を含めてあと2回を予定しているが、本日の第4回と、次回第5回では今後、種の保存について講ずべき措置についてご議論いただくことを考えている。講ずべき措置については、この先、制度改正や種の保存に関する各種施策を進めていく上で、重要な指針となるものであり、本検討会のご意見を踏まえて、国内外の絶滅危惧種の保全をより一層、今後とも推進していきたいと考えている。本日も限られた時間ではあるが、忌憚のないご意見をいただければと考えている。よろしくをお願いしたい。

資料確認

座長指名

石井実委員を座長に指名し、以降の進行をお願いした。

石井（実）座長

第4回検討会を始めたいと思う。局長からもあったように、全体で5回の会議のうち3回が終わった。これまで有識者・関係者へのヒアリングも含めて、個別の課題についてご議論いただいたところである。前回の最後の方では、今回の答申案に向けての項目の整理をさせていただいた。今回、それから次回をかけて、この検討会としての答申案の作成を進めたいと思う。それでは最初の議題1である。「第3回あり方検討会での指摘事項等について」ということで、事務局から説明をお願いしたい。

環境省三宅より、資料1-1「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会における今後の検討の進め方（案） 資料1-2「第3回あり方検討会での主な指摘事項」について説明。

石井（実）座長

今後のスケジュール、前回の検討会の指摘事項ということで説明いただいた。何かお気づきの点があればお願いしたい。

石井（信夫）委員

細かいことであるが、1ページの交雑種は交雑個体のことか。あと、アロワナについては私が言ったことかと思うが、輸入量が多いということと、違法な輸入が確認されていないということは別のことなので、それだけ確認したいと思う。例えば、輸入量が膨大でも違法なものがいっぱいいたら何かしなければいけない。アロワナに関しては資料にある認識

でよいが、2つのことが一緒になっており、膨大であれば識別しなくてもよいというように読めるので、そこだけコメントしておきたい。

石井（実）座長

資料1-2の1ページのアロワナのところで、輸入量と個体識別の必要性は別の問題であるということと、交雑種ではなく交雑個体ではないかということであるが、事務局から何かあるか。

環境省 三宅

インターネットにも会議資料をあげるが、そのバージョンは修正をしておく。なお、この会議自体、皆様に議事録を別途確認頂いているが、議事録自体もインターネットにあげる形になるので、その点はお知らせさせていただく。

石井（実）座長

他はいかがか。

金子委員

いまのアロワナの件だが、現在供給されているアロワナはみんな人工養殖したもので、それが膨大な数なので、結果的に違法なものはほぼゼロに近い、あるいは全くゼロかもしれないので、石井委員の指摘の背景はそういうことである。

石井（実）座長

他になれば、本日のメイン議題である議事2、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について」、まず事務局から説明をお願いしたい。

環境省三宅より、資料2-1「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（概要）」、資料2-2「我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進」、資料2-3「動植物園等と連携した生息域外保全等の推進」、資料2-4「国際希少野生動植物種の流通管理強化」について説明。

石井（実）座長

全体で何かあるか。なければ個別の資料2-1の部分についていかがか。

金子委員

背景のところで、魚とチョウの写真の上のところであるが、「捕獲等・譲渡し等の規制が、調査研究や環境教育等の推進に支障を及ぼすため」というところ、現行の規制対象種とし

て指定をして、例外を設けるという選択肢はあるか。

環境省 三宅

現行の規制対象種に指定をして、例外を設けるという選択肢もあるとは思っている。制度をどうするかはもうちょっと技術的な検討が必要かと思っているが、例えば譲渡の規制に関しては、いまでも例外規定として国際種のヒグマは、省令で定めて別途規制対象外としているので、そういったことは可能性があるかと思う。ただ、捕獲規制については、いまのところ例外をおいている事例はないので、捕獲についてはいずれにしても何らかの法律の改正が必要になると思っている。